

# **ふじみ野市第2次男女共同参画プラン 骨子案**

**ふじみ野市**



## 目次

I 計画の見直しにあたって.....	3
1 計画見直しの趣旨.....	3
2 計画見直しの背景.....	4
(1)社会情勢の変化.....	4
(2)国の動き.....	4
(3)県の動き.....	5
3 ふじみ野市のこれまでの取組.....	5
(1)ふじみ野市の取組.....	5
(2)現行計画進捗状況評価.....	6
4 ふじみ野市の現状.....	17
(1)人口等の推移.....	17
(2)就業に関する現状.....	23
(3)ふじみ野市の相談状況.....	25
①DV相談の状況.....	25
II 計画の基本的な考え方.....	30
1 計画の目的.....	30
2 計画の位置づけ.....	30
3 計画の性格.....	30
4 計画の期間.....	30
5 計画の推進.....	31
(1)推進体制.....	31
(2)市民、事業者等との連携と協働.....	31
(3)国や埼玉県、関係機関との連携.....	31
(4)計画の効果的な進行管理.....	31
III 施策の展開.....	34
1 計画の基本理念.....	34
2 計画の視点.....	35
3 計画の基本目標.....	36
4 計画の体系.....	38



# **I 計画の見直しにあたって**



# Ⅰ 計画の見直しにあたって

## 1 計画見直しの趣旨

ふじみ野市では旧上福岡市と旧大井町との合併後の平成19年度に「ふじみ野男女共同参画プラン」を策定し、平成24年の見直しを経て、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。また、平成27年10月には「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行され、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて各施策を進めてまいりました。

国においても継続的に取組が行われており、平成27年8月には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。また、平成27年12月には「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興における女性の参画」などを強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。

しかしながら、個人の自由な活動を阻害する固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣習、社会制度は依然として根強く残っています。また、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備や性別に起因する暴力、人権侵害など多くの課題が残っています。また、共働き世帯の増加により、育児や介護への男性の参画や地域活動を両立するための環境整備など、様々な場面において取り組むべき課題があります。

そこで、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえて、改めて施策の方向性を確認し、取組の強化を行うこととし、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、「第2次ふじみ野男女共同参画プラン」を見直しするものです。

## 2 計画見直しの背景

### (1) 社会情勢の変化

少子高齢化が進む中で、家族のあり方に対する考え方の変化や、未婚化、晩婚化、高齢者人口の増加などにより単身世帯が増加しています。また、出産・子育て・介護等による離職や非正規雇用での就業を選択する女性が依然として多いほか、ひとり親家庭の増加により、貧困等生活上の困難に苦しむ家庭が増えていることが問題となっています。

その中で政府は、平成27年に「一億総活躍社会」の実現をスローガンに掲げ、経済対策、子育て支援、社会保障の充実に向けた取組を打ち出しました。具体的な取組として、非正規雇用の待遇改善や長時間労働の是正などの働き方改革、女性の活躍促進などがうたわれています。

女性に対する暴力や人権侵害の問題については、多くの取組がなされてきましたが、被害は減少せず、凶悪な事件も起きています。平成25年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、配偶者間の暴力に限らず、同居する交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることとなり、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正により、新たに電子メールを連続して送信する行為が規制対象となるなど、取組の強化が進んでいます。

### (2) 国の動き

平成22年12月に策定された第3次男女共同参画基本計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を始めとする様々な取組が進められました。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、国・地方公共団体、従業員301人以上の企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

そして、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調されています。



### (3) 県の動き

埼玉県では、全国に先駆けて平成12年に制定した「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、平成29年3月に「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進しています。特に、女性の活躍推進に関して埼玉版ウーマノミクスプロジェクトなど特徴的な取組を行っています。また、女性に対する暴力の根絶に向けた取組は、同年に策定された「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」により推進されています。

男女共同参画関連施設としては、平成14年に「埼玉県男女共同参画推進センター（愛称・With Youさいたま）」が開設され、県が掲げる各施策の実施や県民・市町村の取組の支援を行っています。さらに平成20年に同センター内に子育て期の女性の再就職を支援するための「埼玉県女性キャリアセンター」が開設され、相談・職業紹介・セミナー等が行われています。

※構成として、ここに「4 ふじみ野市の現状」が入るのではないかと

## 3 ふじみ野市のこれまでの取組

### (1) ふじみ野市の取組

平成17年10月の合併後（旧上福岡市と旧大井町）、平成19年度にふじみ野市として初めて「ふじみ野男女共同参画プラン」（計画期間平成20年度から平成29年度までの10年間）を策定し、「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」を基本理念として6つの基本目標を掲げ、各種の施策を推進してきました。ただし、社会の環境変化などに対応するため、施策・事業の達成目標は5年を見通して設定し、進行管理を行ってきたことから、平成24年度に新たに「DV防止基本計画」を含めてプランの見直しを行いました。

平成26年4月には、「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、女性のためのDV・総合相談等の充実を図りました。

平成27年10月には、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行されました。

この条例は、市、市民、事業者の責務を定め、地域から男女共同参画社会の実現を押し進めるため積極的な役割を果たせるように、その法的な拠り所となるとともに、それぞれが進める主体的な取組を推進することにしています。

また、条例の実効性を高めるために、救済機関として苦情処理委員を置くことで、市が実施する施策に対して、男女共同参画の推進に反すると思われることがあった場合には、第三者機関である苦情処理委員へ申し出ることが出来る体制といたしました。これにより、市の推進体制を市民や事業者が直接的に見守ることができ、市の施策推進がより良い方向へ進むことが期待されると考えています。

## (2) 現行計画進捗状況評価

## ▶ 施策別数値目標の達成状況

「男女共同参画プラン」策定時（平成19年）に定めた市民意識調査結果に関する数値目標の達成状況は次の通りとなっています。

指標	調査項目 (概要版掲載ページ)	平成19年度 結果	平成24年度 結果	平成29年度 結果	平成29年度 目標	達成状況 (目標値比較)
① 性別役割分担意識解消の浸透*1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合	43.8%	—	36.6%	60%	×未達成 (-23.4ポイント) 平成19年度比 7.2ポイント↓
	男女の役割分担について「男女とも仕事をして、家事・育児も男女で分担する」と回答した人の割合	—	48.2%	50.2%	—	平成24年度比 2.0ポイント↑
② 男女の地位の平等感の浸透	『社会全体』の男女の地位が「平等である」と回答した人の割合	15.5%	16.1%	13.8%	25%	×未達成 (-11.2ポイント)
③ 市の男女共同参画計画の浸透	ふじみ野市男女共同参画基本計画を「知っている」*と回答した人の割合	—	26.6%	29.8%	50%	×未達成 (-20.2ポイント) 平成24年度比 3.2ポイント↑
④ 男性の子育てへのかかわりの推進	子育て中の男性で自身の子育てへのかかわりが「十分である」と回答した人の割合	4.9%	1.7%	13.8%	15%	×未達成 (-1.2ポイント) 平成24年度比 12.1ポイント↑
⑤ 男女ともに高齢者等の介護を分担する意識を高める	高齢や障がいなどで介護が必要な人の世話を「男性と女性でともにやるのがよい」と回答した人の割合	56.6%	55.4%	68.2%	65%	◎達成 (3.2ポイント) 平成24年度比 12.8ポイント↑

\*1 指標①は平成19年度と平成24年度で設問内容を変更したため、それぞれ比較しています。

\*2 「内容を知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」の合計

▶平成24年計画見直しの際に新たに設定した数値目標

平成24年の計画見直し時に定めた数値目標の達成状況は以下の通りとなっています。

審議会等の女性委員の構成割合			平成 29 年度目標：35%		
24 年度実績 23.6%	25 年度実績 25.9%	26 年度実績 33.0%	27 年度実績 34.3%	28 年度実績 33.3%	29年4月1日現在 31.9%
対象審議会等数44 総委員532名のうち女性委員177名【33.3%】 ・審議会等の女性委員の構成割合が目標値(35%)に満たない理由としては、必要な専門知識を持った女性の人材がない、分からない、関係機関推薦の枠では人選に関わることができないなどが挙げられている。 ・新たに調査対象になった審議会等の女性の登用率が低い割合にとどまっている。 ・女性委員が9割を超える審議会もある一方で女性委員が1名もない審議会等も8あり、バランスよく登用するための具体的な取り組みが今後の課題である。					

女性管理職（課長相当職）の割合			平成 29 年度目標：10%		
24 年度実績 4%	25 年度実績 6.8%	26 年度実績 8.1%	27 年度実績 9.5%	28 年度実績 14.8%	29年4月1日現在 15.0%
女性管理職（課長相当職）14.8%（平成28年度《H28.4.1 定期人事異動時》） ・事業計画に沿った管理職への登用を目指し、意欲と能力のある女性職員の管理職登用を実施している。 ・平成28年4月に策定した特定事業主行動計画においては、副課長以上の女性管理職割合を平成31年までに25%とする目標を設定し、女性管理職のさらなる登用を進めていく。 ・平成24年度に設定した課長級以上の女性管理職割合は、平成28年度に達成することができたものの、一過性のものとならぬよう、継続的に女性管理職を育てていく必要がある。					

DV 総合相談におけるコーディネート件数			平成 29 年度目標：300 件		
24 年度実績 222件	25 年度実績 416件	26 年度実績 379件	27 年度実績 450件	28 年度実績 340件	29 年度実績 —
DV 総合相談におけるコーディネート件数 340 件（平成28年度実績） ・平成26年4月1日に配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を強化するため、相談日を週2日とし、女性相談員4名を配置した。 ・女性のためのDV・総合相談 相談日：毎週火曜日・木曜日、相談人数：1日5人、相談時間：1回50分 相談員：心理カウンセラー1名、社会福祉士1名、NPO 法人女性相談員1名、行政書士1名の計4名体制 支援方法：面談カウンセリング・助言・情報提供・心理ケアなど 平成28年度のDV相談件数：女性相談員55件、職員69件、実相談者数59人					

## Ⅰ 計画の見直しにあたって

まちづくり人材登録制度の女性登録者の割合			平成 29 年度目標：35%		
24 年度実績	25 年度実績	26 年度実績	27 年度実績	28 年度実績	29 年度実績
29%	27.5%	28.1%	27.7%	26.2%	26.2%
女性の登録者の割合 26.2% (平成 28 年度実績)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度の活用等により、附属機関における女性の登用を促進するため、「審議会等委員の委嘱に関する指針」を改正した。</li> </ul>					

認可保育所の定員数			平成 29 年度目標：2,330 人		
24 年度実績	25 年度実績	26 年度実績	27 年度実績	28 年度実績	29 年度実績
1,580 人	1,580 人	1,600 人	1,830 人	2,199 人	2,325 人
5 市立保育所 530 人、18 私立保育園等 1,669 人、計 2,199 人 (平成 28 年度実績)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児保育、一時保育、企業内保育など、多様化するニーズに対応できるよう、次世代育成支援対策、子ども子育て応援プランに基づき保育環境の整備充実を図った。</li> </ul>					
※平成 25 年度にプランの見直しを図った時点では、平成 29 年度の目標を 1,600 人としており、平成 27 年度の時点でその目標を上回ったが、随時現状を把握し、実態としての目標数値の修正を行っている。					

がん検診受診率（子宮頸がん）			平成 29 年度目標：18%		
24 年度実績	25 年度実績	26 年度実績	27 年度実績	28 年度実績	29 年度実績
18.8%	19.0%	20.1%	17.9%	16.9%	—
がん検診受診率（子宮頸がん）16.2% (平成 28 年度実績)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>子宮頸がん検診 20 歳の女性にがん検診無料クーポン券を配布</li> <li>乳がん検診 40 歳の女性にクーポン券を配布</li> <li>広報、Fメール等による周知</li> <li>元気・健康マイレージ事業のポイント付与を実施</li> </ul>					

### ▶今後の課題

#### ①審議会等の女性委員の構成割合について

全体として女性委員の割合が減っているため、知識や経験をもった女性の情報を庁内で共有し、人材を掘り起こし適所で活用できる仕組みづくりを進めていく必要がある。また女性委員が一人であったり極端に少ないと意見も出しにくくなることも懸念される。定員を削減したり、委員構成を変えるなど改善に向けた取り組みがなされなければならない。

#### ②女性管理職（課長相当職以上）の割合について

係長級への試験制度や人事評価により、意欲と能力のある職員がチャレンジして管理職になれる仕組みを維持していく。それに加えて登用前段階の人への研修、職場内での育成（メンター制度）など、これから管理職になろうという職員の能力開発を行い、幅広い人材が管理職になれる仕組みが必要である。

現行の数値目標では課長相当職以上の割合を目標にしているが、特定事業主行動計画では、平成 31 年度までに副課長級以上の女性割合を 25%以上とす

ることを目標としており、今後実績値との整合性を図り、人事担当と協議・調整を図りながら推進していく必要がある。

### ③DVコーディネート件数の見直しについて

これまでDVコーディネート件数を数値目標としてきた。件数では目標とする300件を上回り、相談を必要とする人への援助は一定程度行き届いていることがわかる。

今後は、ニーズに応じてどのような専門家が必要か、または開設する時間やどの程度行ったらよいか等の相談体制を数値化するなど新たに目標設定を検討していく必要がある。

### ④まちづくり人材登録制度の女性登録者の割合について

制度が市民に浸透し、活用されるようにするには登録者がどのように活用され、活動しているか見えるようにする必要がある。また、登録の促進に向けたPRが必要である。

### ⑤認可保育所の定員数について

現状を把握し、積極的に認可保育所の定員増を図ってきた。今後は、認可保育所と基準が違う小規模保育も踏まえた保育環境の整備を図る必要がある。

### ⑥がん検診受診率（子宮頸がん）について

クーポン券配布や広報など、PR活動を行ってきたが、受診率が目標に達していない。検診の必要性を伝える啓発などに力を入れ、多くの人の受診機会を増やすことが必要である。

### ⑦男女の意識の違いに問題意識を

意識調査や数値指標から見えてくる男女の意識の違いをきちんと分析し、家庭・事業所内における男女共同参画の環境整備や施策に反映していくことが重要である。

## ▶担当課による進捗状況評価の結果

これまでの施策の進捗状況を踏まえ、30年度以降の施策の改善に向けて、担当課において自己評価を行いました。

**基本目標 1 市民意識の高揚****1 男女共同参画意識の啓発**

<b>① 男女共同参画推進状況に関する調査・研究</b>
平成27年度に外部委員によって構成される男女共同参画推進審議会が発足したことにより、計画と施策の進行管理に、より客観的な評価が加わり実効性が高まったといえる。今後は、進行管理と評価を踏まえ、男女共同参画社会に向けた啓発に努めていく。
<b>② 意識啓発活動の推進</b>
市役所ギャラリーや図書館など、人が多く出入りするところでの啓発活動、また市民や市民団体との積極的なかわりにより、市民ひとりひとりに男女共同参画の意識が浸透するよう心がけた。今後については、より一層市民の目と耳に触れる機会を持てる施策を検討する。
<b>③ 男女共同参画に関する情報の収集・提供</b>
市報については、紙面に限りがあるが、ホームページや市民向けメール配信サービスを積極的に利用して情報を発信しているなど、機会を捉え情報提供に努めている。引き続き、市民に広く伝わるよう情報の発信に努める。

**2 家庭における男女共同参画の促進**

<b>① 家庭・事業所における男女共同参画の促進</b>
男女共同参画を進めるための啓発は、いかに多くの人目に触れるかが課題となる。展示、事業等についてはできるだけ多くの人に足を運んでもらうため、各家庭に届く市報や事業所に提供する情報等を活用し、個人個人の手元に届く情報を充実させることを課題として検証したい。
<b>② 男性の家事・子育て・介護への参加促進</b>
子育て世代が集まり育児相談等をする場は利用者の増加にともない規模も拡大させていて、利用者の役に立っていると言える。ただ、男性の利用や男性に向けた学習となると、まだまだ足りない部分がある。理想としては、男性女性にかかわらず利用者が増えて、同じ目線で子育て・介護にあたる意識を浸透させることが課題となる。

### 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

<b>① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進</b>
<p>男女共同参画の視点を入れた全体計画、年間指導計画の進行管理を行い、各学校で効果があったかどうか検証が必要である。</p> <p>学校においては、児童生徒を教育する教員のスキルが重要になるので、まず教員の意識に浸透させることが重要である。</p>
<b>② 生涯学習活動の促進</b>
<p>生涯学習や地域活動についての情報提供は一定のニーズがあり、実施している事業の効果も検証しながら今後も積極的に続けていく。市が行う事業についての保育の実施については、資格をもった市民ボランティアに協力してもらっており、引き続き、有効な社会資源の活用を図る。</p>

## 基本目標2 働く場での男女共同参画の推進

### 1 女性の就労機会の拡大

<b>① 男女の均等な就労機会の確保</b>
<p>視点として、①就労を目指すひとへの情報提供、②生活困窮状態を下支えして自立につなげる、③事業所における機会均等の取り組みがあげられる。①、②についてはより細かい点に配慮して、取り組みの充実を図るが、③については市内事業所の現状を踏まえ徹底することの難しさがあることから、事業所への働きかけについては意識の浸透が図られるよう地道な啓発が必要と考える。</p>
<b>② 就業のための情報提供の充実</b>
<p>ふるさとハローワーク（庁舎内）を開設し、求人や就労希望者への情報提供などにより支援の機会を設け、利用者のニーズに応えた。今後についても、そういった機会を増やし、さらなる支援を行っていきたい。</p>
<b>③ 再就職支援の充実</b>
<p>就業支援主管課である産業振興課の事業に加え、埼玉県女性キャリアセンターの協力によりきめ細かい支援等、各種事業を実施してきた。また、庁内にふるさとハローワークが平成28年2月に設置されたことから、就労範囲や希望者が市内に限らず広域になり、より広い範囲の情報や利用者の掘り起こしができるよう努めていく必要がある。</p>
<b>④ 労働相談事業の充実</b>
<p>庁舎内にふるさとハローワークが開設されたことで、市内居住者の求職活動の利便性が高まった。また、内職相談においても認知度が高まり利用者が増えているので、積極的な情報提供に努め、今後もより多くの情報提供と支援に取り組む。</p>

## 2 男女ともに仕事と家庭を両立するための条件整備

### ① 働く男女を支援する社会的環境整備

国勢調査（平成27年）の結果からも、女性の年齢階層別労働力率がM字型曲線を描く傾向は変わりなく続いている。

これは、出産・子育て等のために、女性が仕事か家庭かという選択を迫られているという状況に変わりがないことを表している。

働きながら子育てができる制度の整備や活用の促進、ワーク・ライフ・バランスの推進など市、市民、事業者が一体となった取り組みを更に進める必要がある。

## 基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶

### 1 あらゆる形態の暴力の根絶

#### ① ドメスティック・バイオレンスに関する相談・被害者支援体制の充実

連携してDV職員対応マニュアルを適切に運用することにより、迅速かつ配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の迅速な支援が求められている。実施にあたり重要になるのは、相談員や職員のスキルと適切な対応、危機管理意識である。DV支援にあたっては、関係各課が適切な支援ができる体制を執っていく。

#### ② セクシュアル・ハラスメント等への対応

働く場としての市役所内の取り組みとして、セクシュアル・ハラスメント防止員を選任して庁内に配置し、相談受付体制を整えている。また、毎年職員を対象に研修を実施し、職員ひとりひとりがセクシュアル・ハラスメントを防止する意識の浸透に努めている。また、市民や事業所においてもセクシュアル・ハラスメントが起きないように、事業所への情報提供、啓発事業を実施して、意識啓発に努めていく。

## 基本目標4 社会参画の促進

### 1 地域・社会活動への参画促進

#### ① 地域・社会活動への参加促進

地域・社会活動を活性化させるためには、町会・自治会やコミュニティ活動のほか、共通の目的をもって活動する団体の活動が重要になる。いずれも市と市民・団体との意思疎通と連携が必要で、切れ目なくコミュニケーションを図り援助を続けていく必要がある。また、平時だけでなく災害時についても、男女共同参画の視点から市民が主体的に援助、活動していけるよう意識する。



## 2 政策・方針の立案・決定への参画促進

<p><b>① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画</b></p>
<p>市の政策等への女性の参画については、各担当課が所管する審議会等に積極的に女性を登用するよう毎年依頼している。女性の登用状況を改善させるには細かい働きかけが必要になる。</p> <p>市役所内での女性の管理職への登用については人事課が積極的に取り組んでいて、数値として成果が見えてきている。</p>
<p><b>② 事業所の取組への支援</b></p>
<p>働く人としての女性の活躍、または登用については、ひとりひとりの意識に働きかけることが第一歩になる。市で行っている啓発事業や女性情報誌の発行により、男女共同参画、女性活躍推進の土台をはぐくむ意識づくりがなされている。また、働く場である事業所にも働きかけることが、女性の活躍・登用に直接結びつくものであると思うので、市から事業所に情報提供する際に、効果的な成果をあげられるよう工夫をする。</p>

## 3 平和活動と国際理解・協力における男女共同参画の促進

<p><b>① 国際理解・協力と交流の推進</b></p>
<p>現在市内に居住する外国籍の住民に対しての支援として、日本語習得や地域住民との交流といった機会を設けている。外国籍の人たちをサポートする各種事業の運営にはボランティアや民間NPO団体に携わってもらっている。地域住民の力を借りて成し遂げているものなので、市と団体等とのさらなる意思疎通を図り活動を継続させていきたい。</p>
<p><b>② 平和活動の推進</b></p>
<p>平成28年度は平和記念事業を実施し、多くの市民の参加を得た。講演会のほか音楽コンサートなどを実施し、楽しみながらも平和を大切にする気持ちを伝えることができた。平和意識と男女共同参画とは結びつきにくいようにも思えるが、戦争時や過去の時代の女性の立場と、現在とこれからの男女の立場や役割を考えるきっかけになるものである。</p>
<p><b>③ 多言語に対応した地域生活環境の整備</b></p>
<p>外国籍市民が生活していくために必要な情報を得るにはホームページやガイドブックにより多言語で情報を発信することが有効である。ゴミ出しの仕方など日常的な情報や災害時など非常時における対応など、細かな情報提供を多言語で行えるようにしておく必要がある。</p>

## 基本目標5 生涯にわたる健康支援

## 1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

## ① 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

妊娠や出産などの相談は保健センターが実施しており、また、学校では性の問題や児童生徒の体の発達段階に応じた教育が行われている。今後は、市民の生殖の悩みや不安に対応した相談体制を充実させていくことが課題である。

## 2 母性の保護と母子保護の充実

## ① 母性の保護と母子保健事業の充実

保健センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っている。今後も妊娠期から出産後における母へのフォローや乳幼児への発達支援、虐待防止に向けた取組をさらに推進するため、組織体制の強化、関連する部署とのさらなる連携が必要である。

## ② 健康を脅かす問題への対策

児童、生徒への教育・啓発として各学校で保健学習の時間を設けている。また、保健センターでは、妊娠中のママとパパを対象に、パパママセミナーを実施し、喫煙やアルコールがもたらす胎児への影響等について教育の機会を設けている。

## 3 健康の保持・増進

## ① 健康づくり事業の実施

学校施設を開放し、市民の利用に供している。利用率は伸びているので、適正かつ効率的な管理をしながら多くの市民に利用してもらうようにしたい。元気・健康都市宣言を機に、市民の健康づくりをより一層推進するため、新たな取組として、市民の自主的な健康づくりを応援する「元気・健康マイレージ事業」を実施した。今後も市民一人ひとりが自分にあった健康づくりへの取組が習慣化されるよう、関係団体や関係部署と連携し、効果的かつ効率的な健康づくり事業の展開を図っていく。

## ② 健康管理に関する意識啓発

保健センターでは、市民の健康管理に関する意識啓発事業として、医師会・歯科医師会等の協力を得て、健康生活セミナー、がん予防セミナー、歯と口の講演会などの事業を実施し、市民の健康の保持増進につなげている。今後も、医師会等と連携し、生活習慣病予防対策の促進に努めていく。

## ③ 健康診査の充実と受診促進

がんの早期発見・早期治療により、がん死亡を減少させていくことが課題である。そのためにも、がんに対する知識の普及とがん検診の受診を促進する働きかけが必要である。また、健康診査については、メタボリックシンドローム及びその予備群を発見するとともに、保健指導により、生活習慣病の重症化を予防することで、医療費の適正化を図る必要がある。

## 基本目標6 生活福祉の向上

## 1 次世代を育成するための環境づくり

## ① 子育て支援体制の充実

各地域に居住する子育て中の人たちの支援のため、拠点となる地域子育て支援センターのほか、出張相談も行い、きめ細かい支援を実施している。学齢児童や外国籍児童への援助についても実施しているので、引き続き体制を維持し、援助に努めたい。

## ② 青少年健全育成事業の充実

学校においては問題行動への連携した対処と進路指導の一環とした職場体験を実施している。校外においては他の子どもたちとの交流、レクリエーションの場を設け、中高生においては「居場所づくり」をして子どもたちの健全育成に取りくんだ。今後とも利用者の状況を見ながらより充実した取り組みを続ける。

## ③ 子育て家庭への経済的支援

私立幼稚園入園者への援助、学校の就学費、医療費、生活費等それぞれの経済的援助を実施している。制度に則り、また近隣市町の状況なども踏まえ、的確な支援を続けていく。

## ④ 障がい児のいる家庭の福祉の充実

障害児への支援は、子育て支援課、学校教育課、障がい福祉課、保健センターなどそれぞれの分野にわたって連携して支援にあたっている。今後も切れ目なく、きめ細やかな支援ができる体制を維持していく。

## 2 ひとり親家庭の福祉の充実

## ① ひとり親家庭の生活の安定への支援

制度に基づき支援を実施するが、周知が届かず制度を利用できない世帯がいることが課題となる。周知とともに、対象者の把握を確実にできるよう取り組む。

## ② ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実

各家庭ごとに寄り添い、細かく把握して支援をするケースワーカーの業務が要になる。自立支援施策はひとつひとつの状況に応じた的確な判断が必要であるので、担当課をまたぐバックアップ体制も図っていく。

### 3 高齢者・障がい者福祉の充実

<p><b>① 福祉サービスの充実</b></p>
<p>高齢や障がいのある方のニーズやサービスの需要は増えていく傾向があるので、担い手の確保が課題になる。また、利用する人が安心して利用できるよう窓口や相談体制の量的、質的向上が課題である。</p>
<p><b>② 地域生活基盤の確保</b></p>
<p>利用者それぞれのニーズを把握し、生活基盤から就労、そして自立へ道筋を示すことを意識して支援体制をとっていくことが必要である。</p>
<p><b>③ 生きがい活動支援</b></p>
<p>生きがいづくりとして、スポーツ等レクリエーション活動の実施と、就業、そして居場所づくりという観点がある。スポーツについては需要が高く、設備、利用方法を充実させてニーズに応えていく。就業と居場所づくりについては、高齢者、障がい者などそれぞれの状況に合わせた支援が必要となる。</p>

### 4 地域福祉の充実

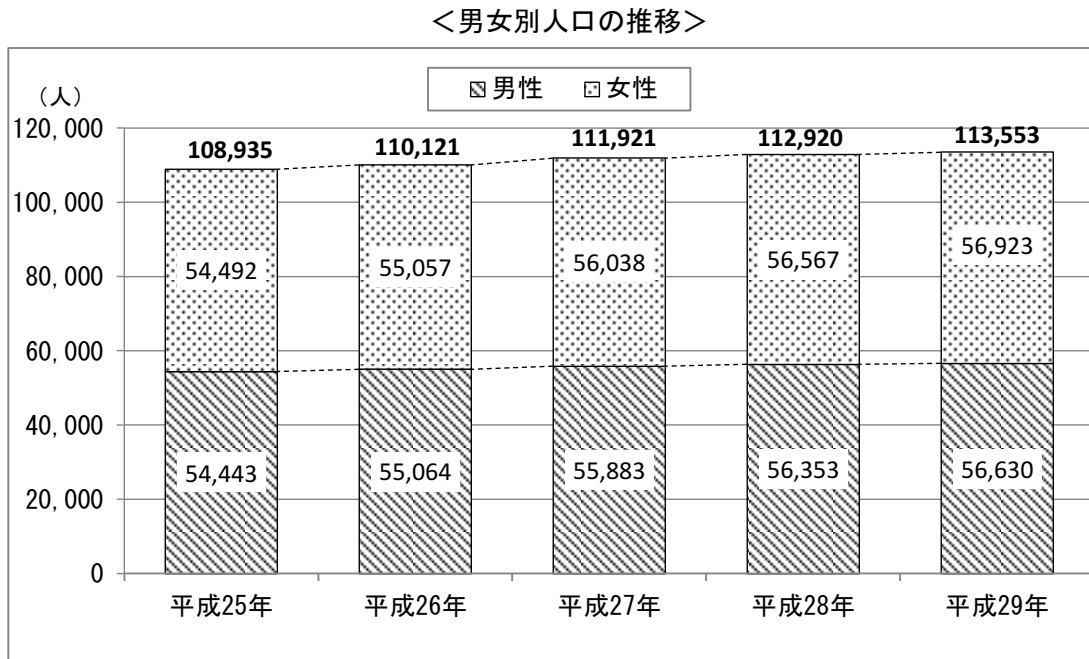
<p><b>① 地域福祉組織の充実</b></p>
<p>住み慣れた地域での生活、地域福祉の向上のため、民生委員・児童委員や各団体の協力を得ていく。各委員、団体と市役所との意思疎通と協力体制により住民の福祉向上を目指していく。</p>
<p><b>② 市民生活をめぐる相談体制の充実</b></p>
<p>相談者が抱えるさまざまな問題に的確に対処し、解決に導く相談体制が必要になっている。相談員のみならず職員のスキル向上が重要になる。また、市の他の担当部署や社会資源の活用が重要であり、担当課間の連携をとっていくことが必要である。</p>
<p><b>③ 福祉情報の提供体制の充実</b></p>
<p>情報発信については、従来からホームページを活用しているが、近年のデジタルコンテンツの急速な発達により、メールやアプリといった、利用者に身近で速達性のあるツールを積極的に活用してPRしていく。</p>

## 4 ふじみ野市の現状

### (1)人口等の推移

#### ①人口の推移

市の人口は微増傾向にあり、平成29年1月1日現在、113,553人となっています。

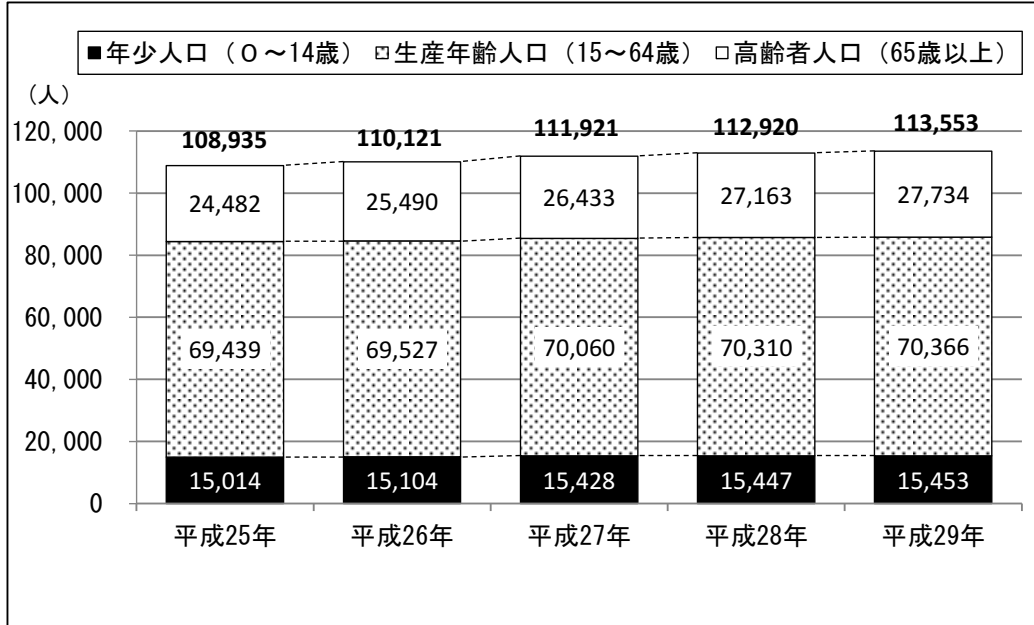


出典：住民基本台帳（各年1月1日）  
※日本人及び外国人の数値

②年齢3区分別人口の推移

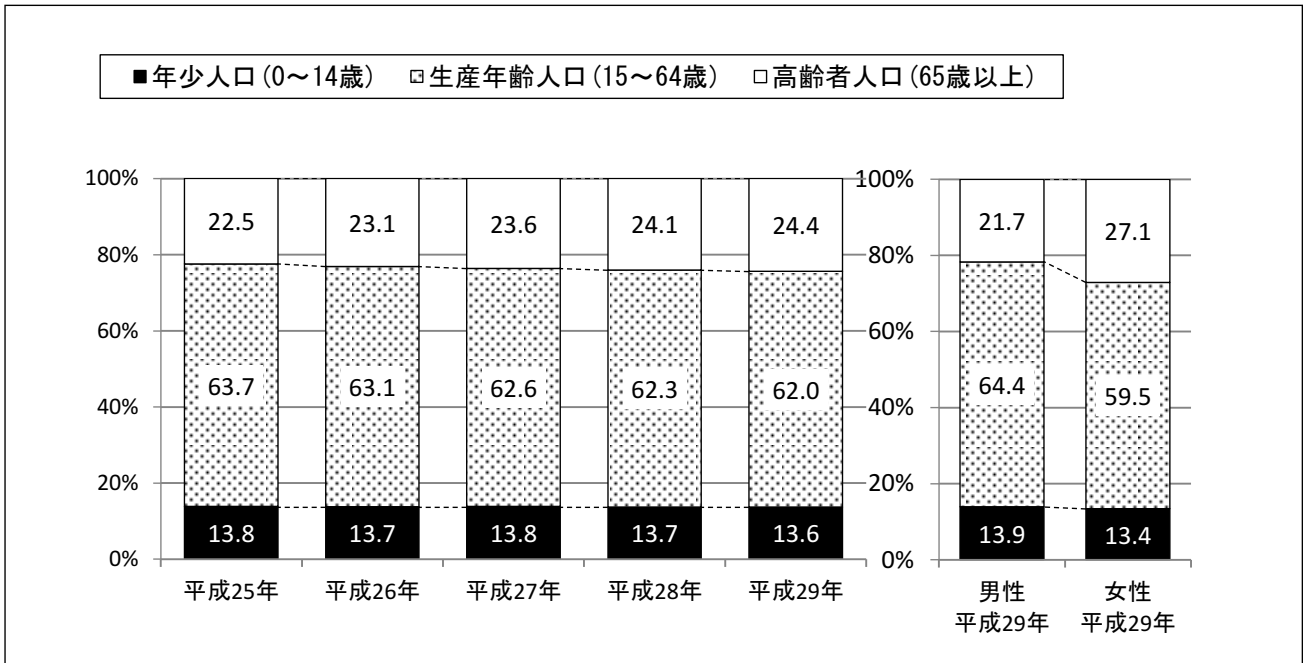
年齢3区分別人口の推移を見ると、平成25年以降、年少人口、生産年齢人口とも概ね横ばい、高齢者人口はやや増加で推移しています。高齢化率は平成29年現在24.4%となっています。また、これを男女別にみると女性の高齢化率は27.1%と男性より5.4ポイント高くなっています。

<年齢3区分別の人口の推移>



出典：住民基本台帳（各年1月1日）  
※日本人及び外国人の数値

<年齢3区分別の人口構成割合の推移>



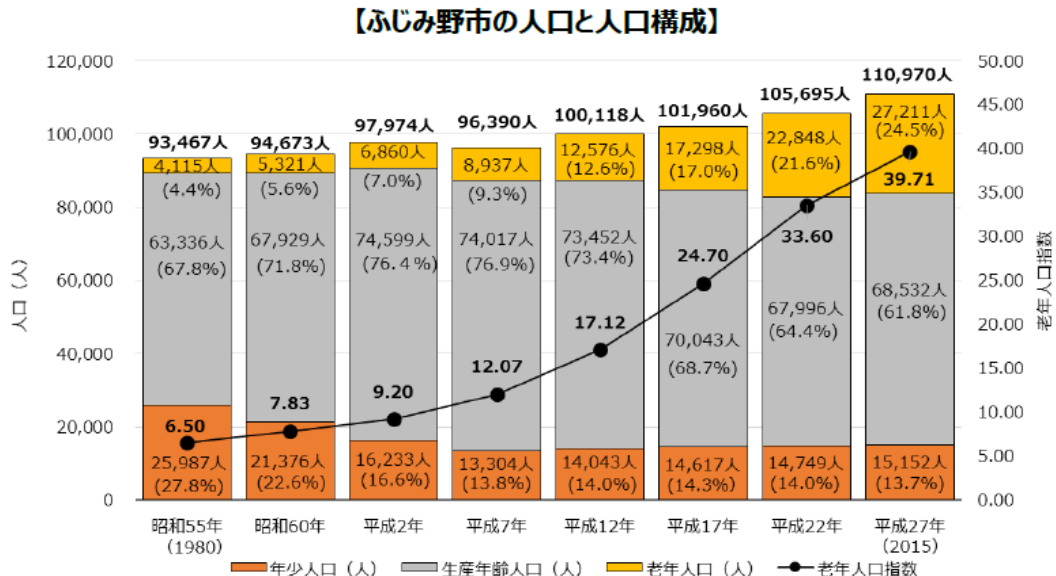
※百分率 (%) は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため、%の数値を足し合わせて100%にならない場合があります。

出典：住民基本台帳（各年1月1日）  
※日本人及び外国人の数値

### ③高齢化の状況

国勢調査の結果からふじみ野市の高齢化の状況をみると、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、生産年齢人口（15～64歳）に対する老年人口の比率である老年人口指数は、昭和55年の6.50から平成27年には39.71となり、高齢者1人を生産年齢の人3人弱で支える必要があることとなります。

また、平成17年から平成27年までの10年間で、約1万人弱増加しており、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。



※国勢調査において、生年月の記載がなく年齢が不詳である人口は、人口の総数に含むが、人口構成には含まれないため、人口の総数と人口構成の総数は一致しない。

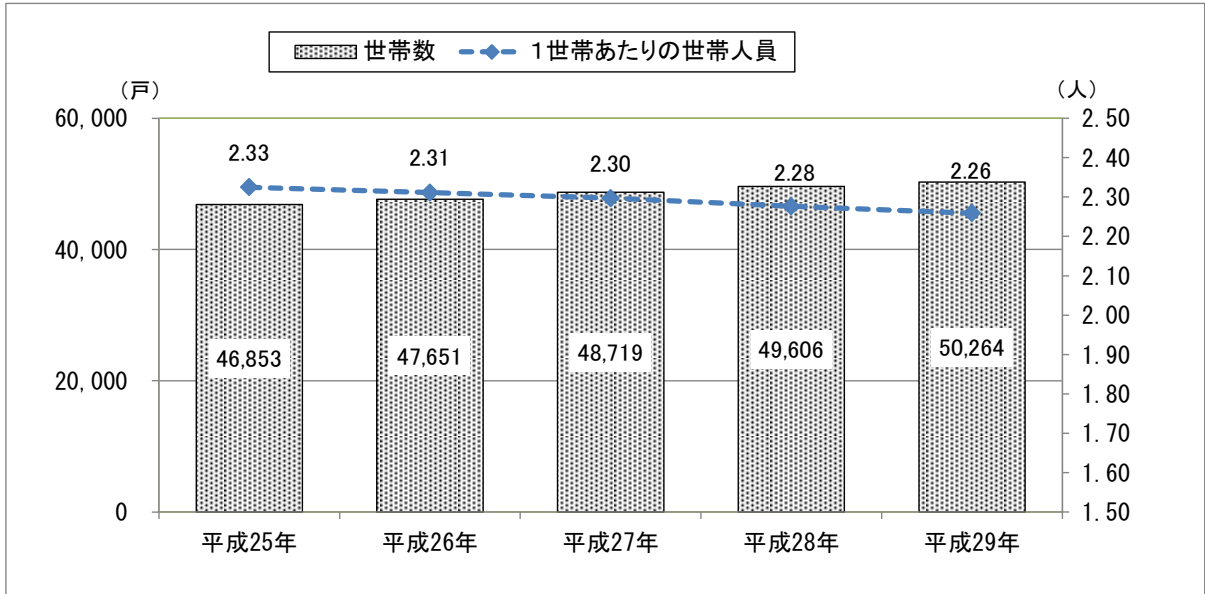
「国勢調査」から作成

④世帯の推移(住民基本台帳)

世帯数は増加傾向にあり、平成29年時点で50,264世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、平成29年では2.26人となっています。

その要因として単身世帯や高齢者のみの世帯の増加があり、大家族では分担し合えた役割を、家庭内で一人で担い、問題や悩みを抱えてる人が増加することが考えられます。世帯内で必要な支援を受けられない人を支え、子育て・介護や見守り、防犯・防災など地域全体で支え合う社会の実現が求められます。

<世帯数、1世帯あたりの世帯人員の推移>



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

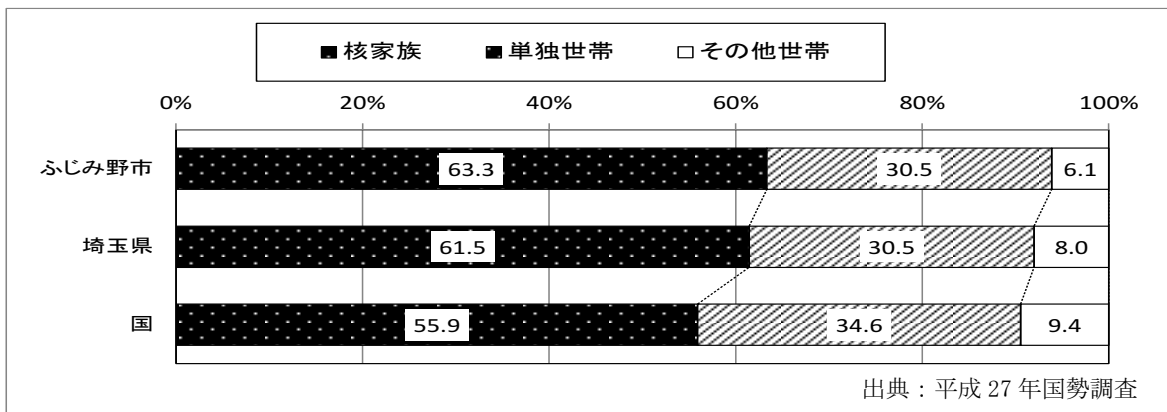
※日本人及び外国人の数値

⑤家族類型の変化

家族類型をみると、核家族が6割強、単身世帯は約3割となっています。核家族世帯は埼玉県、国よりも高く、単身世帯は埼玉県と同じ割合、国と比較すると4.1ポイント低くなっています。人口増加の要因である若い世代の流入により、核家族の割合が高くなっていると考えられ、子育てや教育、健康づくり等に関わる支援を必要とする世帯が多いことが考えられます。

しかし、一方で高齢化や非婚化・晩婚化等が進む中で、多様化する個人の価値観や生活実態等を踏まえた施策が求められています。

<世帯の家族類型別割合>



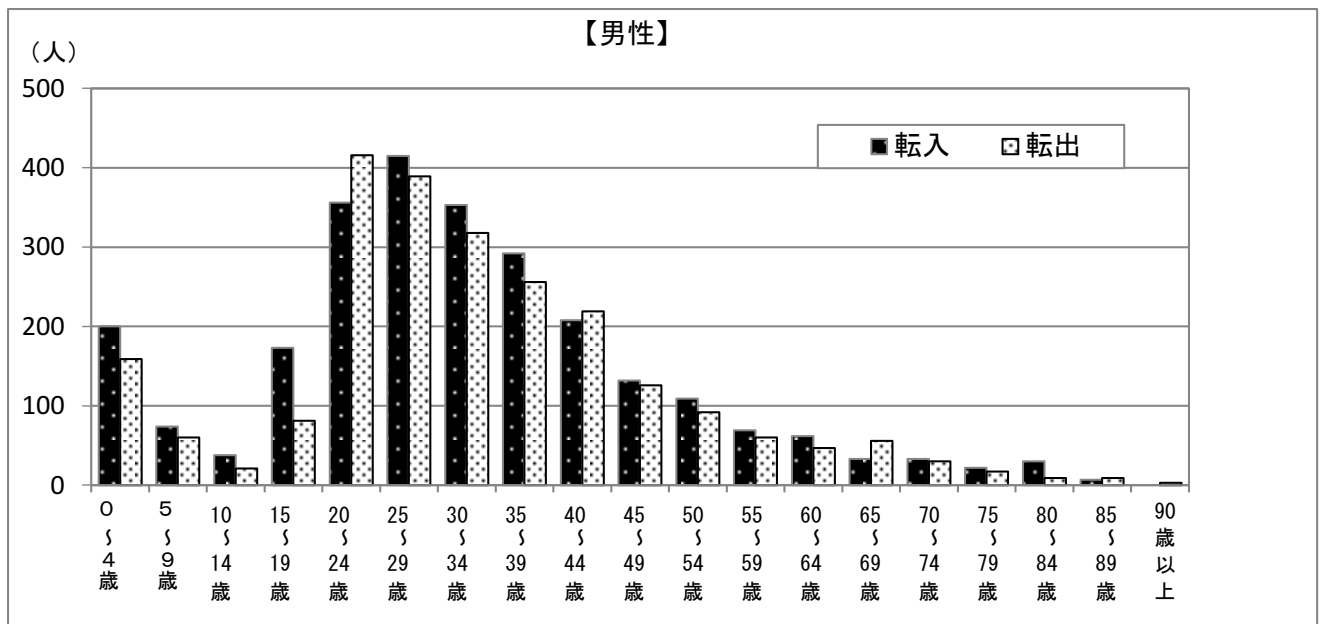
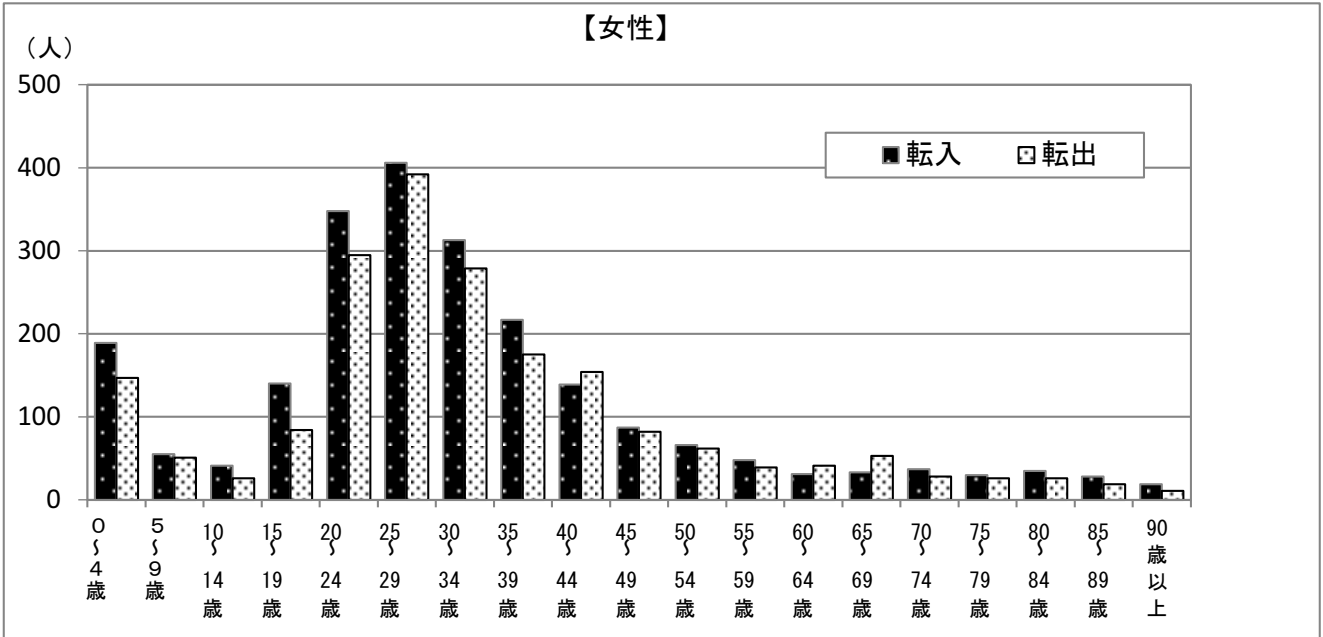
出典：平成27年国勢調査



⑥転入・転出数

平成 28 年の転入・転出状況をみると、女性では 20 歳～34 歳で多く、転入が転出を上回っています。男性では 20 歳～24 歳では転出が転入を上回っていますが、25 歳～39 歳では転入が転出を上回っています。男女ともに仕事や家庭を持つ世代で流入が多く、主に子育て世代が増加していることから、教育・保育の充実や子育て支援の充実、転入世帯の地域での生活の支援などとあわせて、様々な情報提供や啓発活動を継続的に推進する必要があります。

<男女別・5歳階級別の転出者・転入者数：平成 28 年（2016 年）>

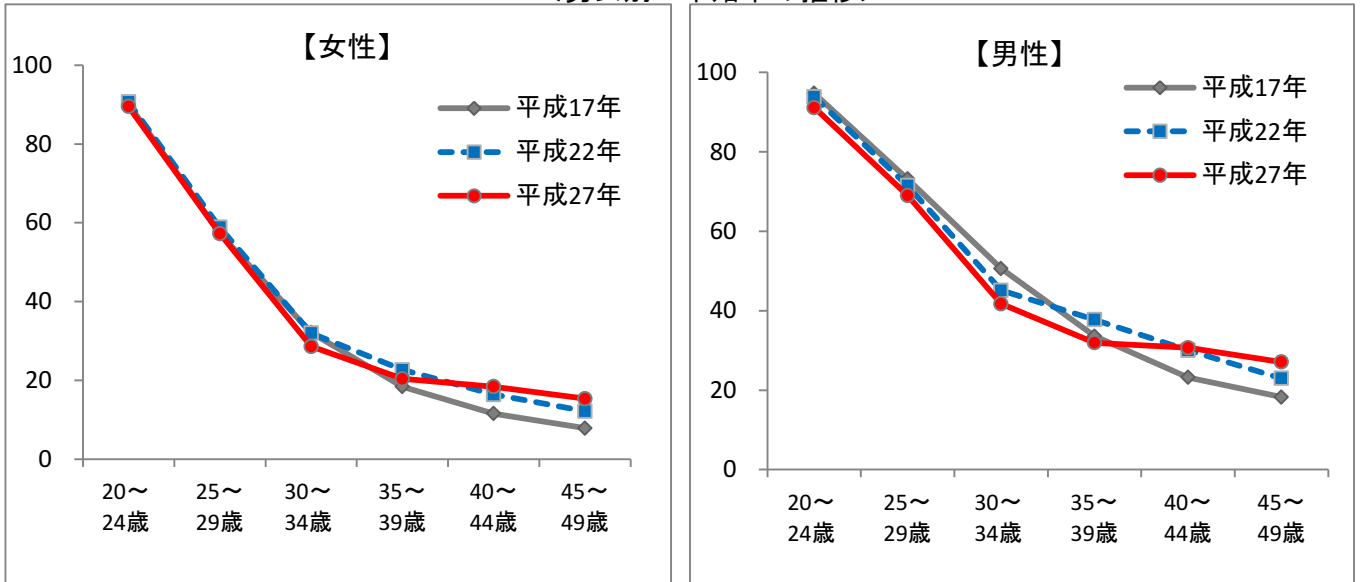


出典：総務省 住民基本台帳移動報告

⑦未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、平成22年から平成27年にかけて、男女ともに40歳以上の層において未婚率が上昇しています。全国的にも非婚化の傾向が高まっています。その背景には、ライフスタイルや価値観の多様化も挙げられますが、非正規雇用や低賃金での就労から抜け出せない若者の現状も指摘されています。

＜男女別 未婚率の推移＞

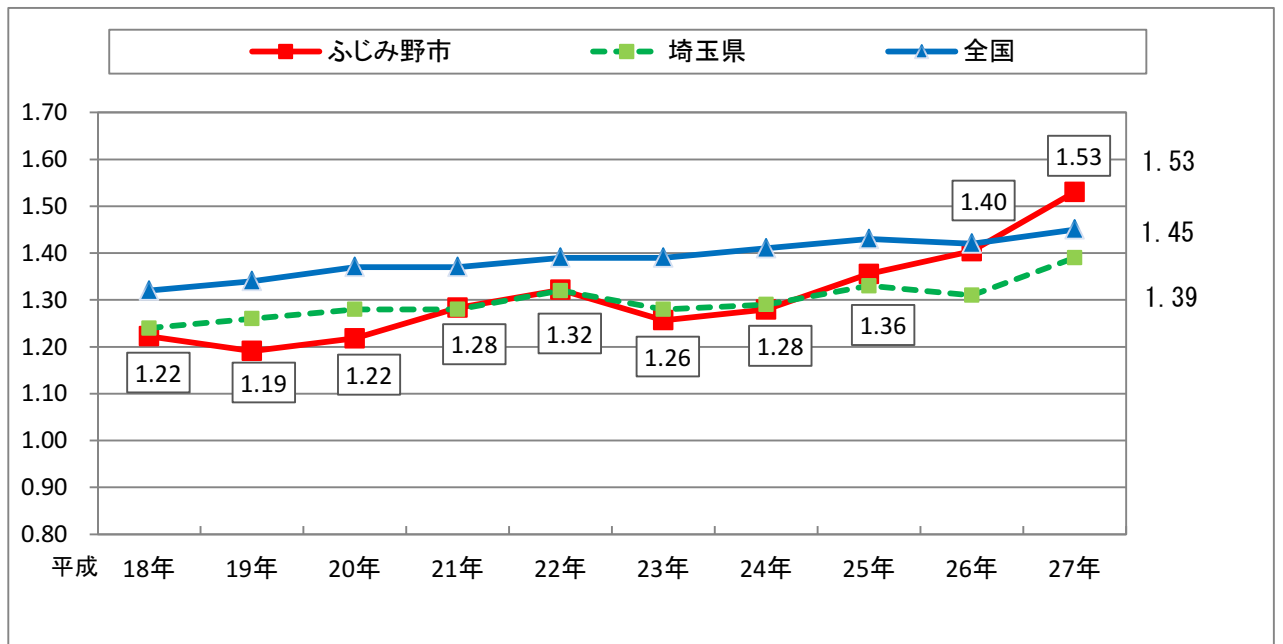


出典：平成27年国勢調査

⑧合計特殊出生率\*の推移

合計特殊出生率は、平成23年以降増加しており、平成27年時点では1.53と全国（1.45）、埼玉県（1.39）の値を上回っています。背景には、20～30代の流入があると考えられ、子育てしやすいまちづくりの推進の継続が必要です。

＜合計特殊出生率の推移＞



出典：埼玉県総務部統計課「人口動態統計」

\*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表します。

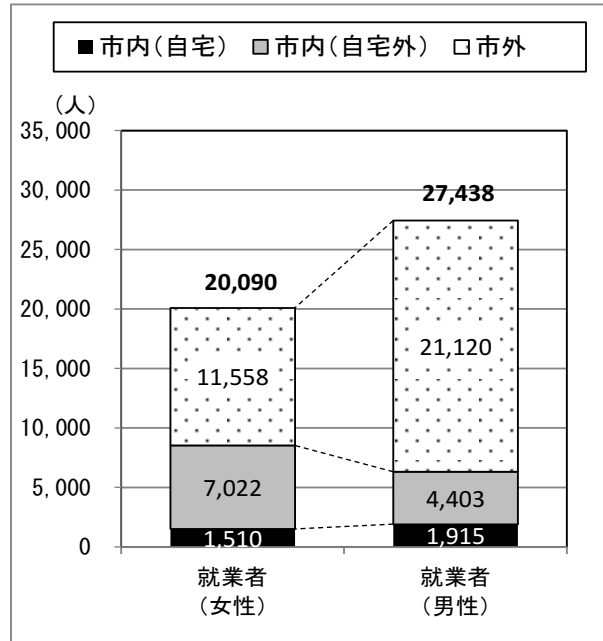
## (2)就業に関する現状

### ①就業の状況

市民の就業の状況をみると、女性就業者は20,090人、男性就業者は27,438人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では5割台半ば、男性では7割台半ばと大半を占めています。なお、市内で就業している市民は女性の方が男性より約2割多くなっています。雇用形態をみると、女性では正規雇用が39.6%、非正規雇用が60.4%、男性では正規雇用が81.6%で8割強となっています。

男性と比べて女性は市内、非正規雇用での就労が多く、その中には子育てや介護など家庭との両立のためにその働き方を選んでおり就労に対する本人の希望通りではないこともあります。働く意欲を持つ女性が能力を十分に発揮できるよう、子育てや介護のサービスの充実とあわせて、家族の理解促進に向けた意識啓発、女性の就労支援を行う必要があります。

＜男女別・就業地（市内・市外）による15歳以上の就業者数＞

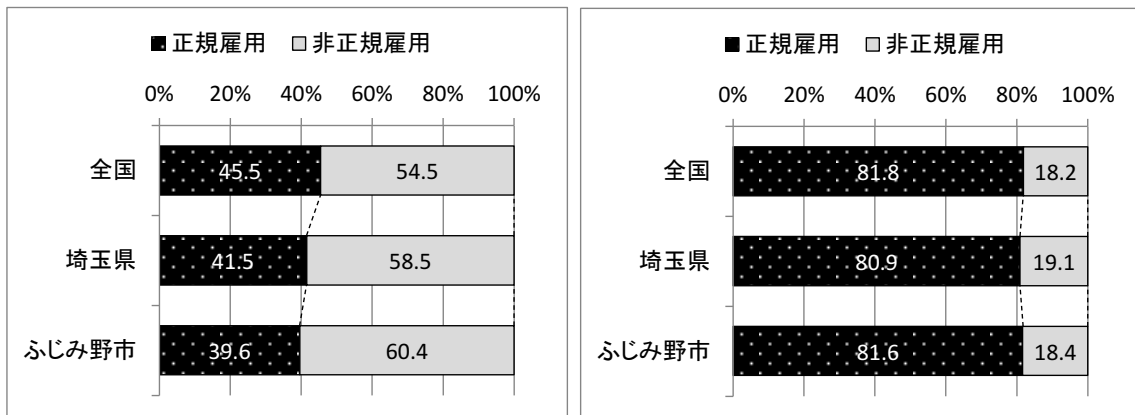


出典：平成27年国勢調査

【女性】

＜男女別・雇用形態＞

【男性】

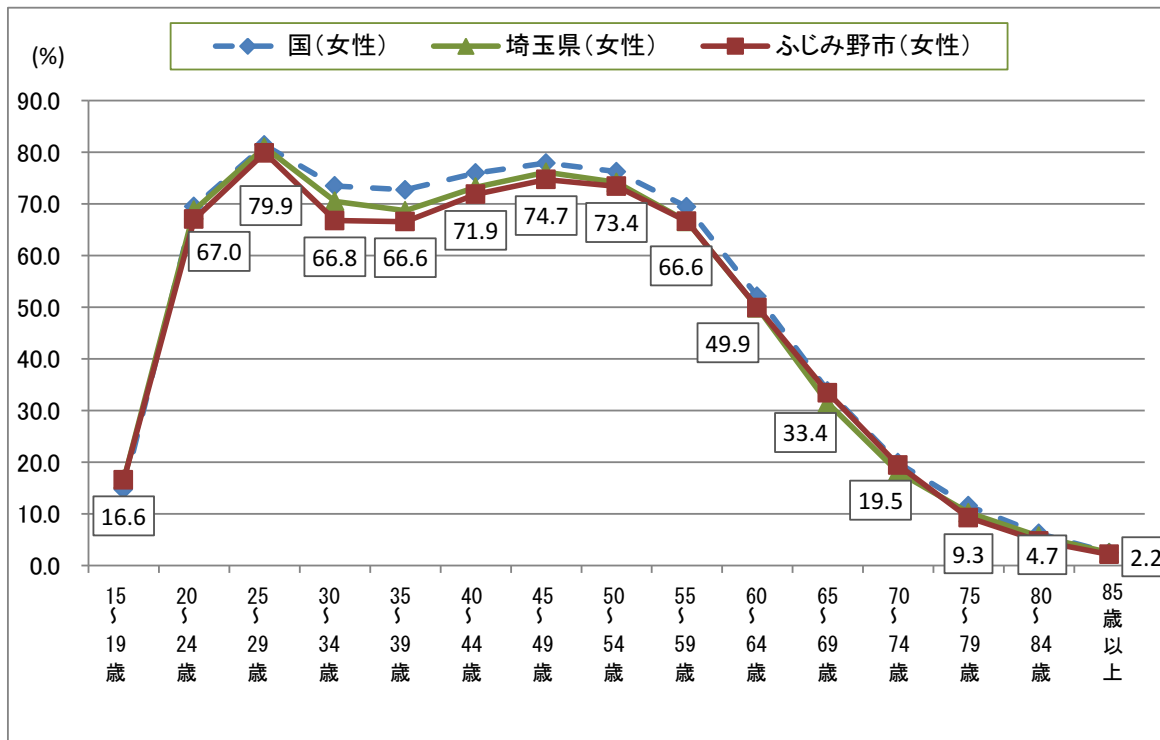


## ②女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の年齢階級別労働率は、全国、県、そしてふじみ野市でも出産、子育て期における30代で大きくM字型曲線を描く傾向が続いています。

ふじみ野市の女性の労働力率は埼玉県（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷がやや深くなっています。また、60代以降は国、埼玉県とほぼ同じ割合となっています。ここから、ふじみ野市では、30代で出産・育児に専念するなど一度離職し、子育てが一段落した40代で再び職に就くという働き方を選択する女性が多いことが分かります。この背景には、「女性は家庭で家事や子育てに専念すべき」という考え方が根強く残っていることや、女性が家事や子育てを担いながらも働き続けられる環境が整っていないことなどが挙げられ、社会的な意識の変革や企業等における環境整備、男性の働き方の見直し、家事・子育て等への関わりを進めることが必要となります。

＜女性5歳階級別の労働力率＞



出典：平成 27 年国勢調査

※表示の数値はふじみ野市（女性）

### ※ M字型曲線

15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフにすると、30代の前半が谷となり、20代前半と40代後半が山となる曲線になります。これをM字型曲線といいます。結婚、出産を機に退職し、子育てが終わると再就職するというライフスタイルをとる女性が多いと、グラフはこの形となります。

### (3)ふじみ野市の相談状況

#### ①DV相談の状況

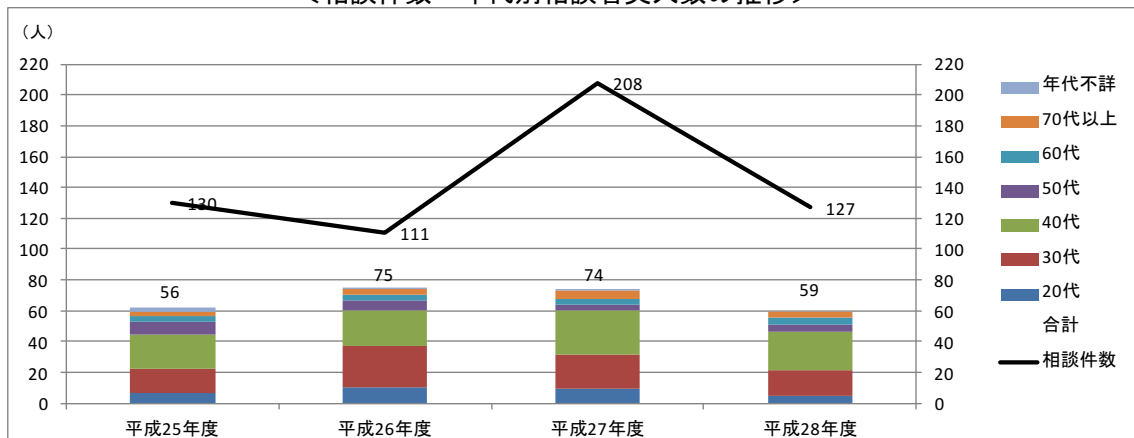
本市では、DV 被害者の総合相談窓口である市民総合相談室に平成26年度から配偶者暴力相談支援センターを設置し、「女性のためのDV・総合相談」を週2回に増設、相談員も増員し、相談体制を強化するとともに、NPO等の支援団体との連携を図り、DV被害者の継続的な生活支援やメンタルケアができる体制を構築してきました。さらに、証明書等の発行により相談者の必要な支援に迅速につなげることが可能となり、支援の幅を広げることができました。最近は、ストーカー、性暴力に関する相談も増え、また、単に暴力の問題だけではなく、生活困窮や養育の問題など複合的な問題を抱えた相談が増えているため、今後も適切な支援につなぐことが求められています。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、対応した相談件数は、平成28年度127件で、庁内全体で関わった課が12課となっており、庁内全体で連携して支援する業務になっています。

また、一時保護などで外部機関の支援につないだ件数は延べ27件となっており、多岐に渡る支援が必要であることがわかります。

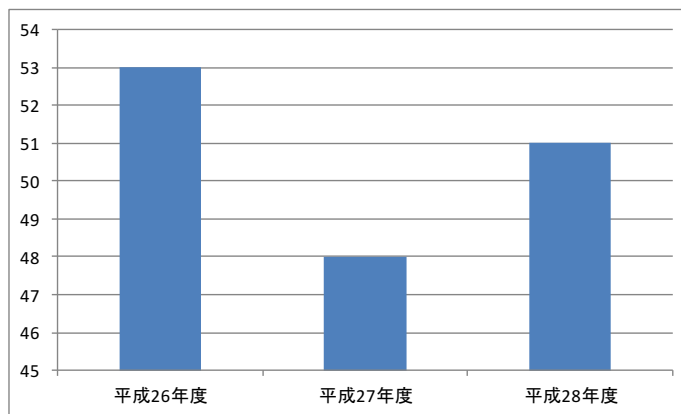
今後もさらに、DV総合相談窓口の機能を充実させ、被害者に必要とされる適切な支援ができるように支援の選択肢を充実させていく必要があります。

<相談件数・年代別相談者実人数の推移>



資料：●●●

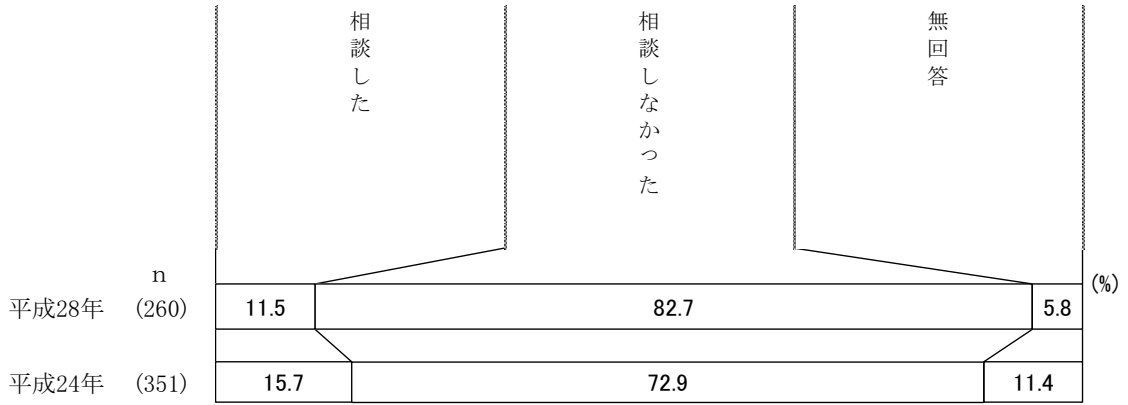
<各種支援に係る証明書発行件数> ※配偶者暴力相談支援センター設置以降



資料：●●●

③DVに関する相談

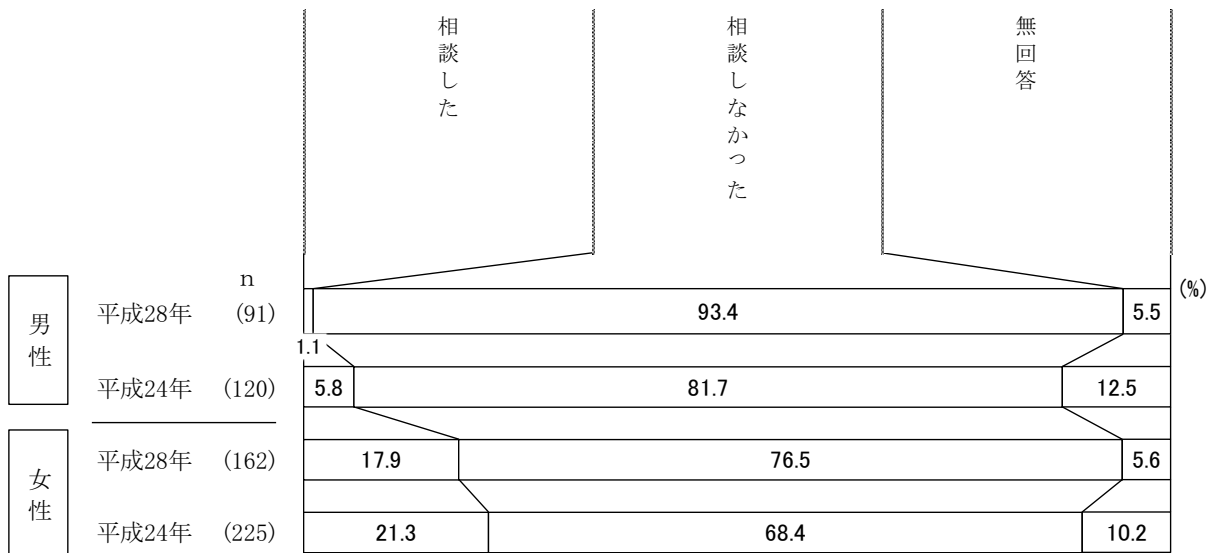
経年変化をみると、「相談した」は4.2ポイント減少し、「相談しなかった」は9.8ポイント増加している。



資料：平成28年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【経年変化・性別】

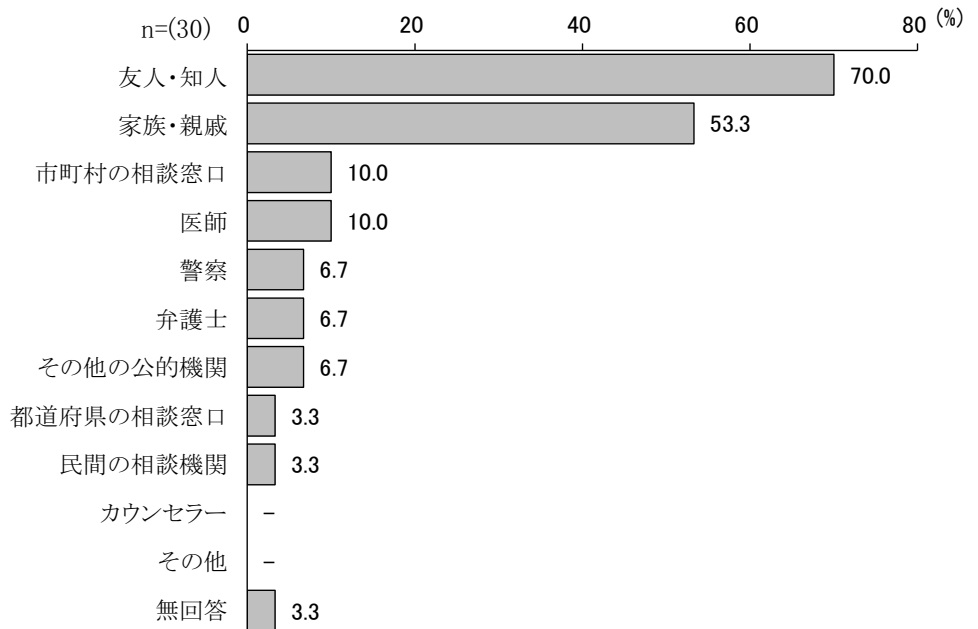
経年変化を性別でみると、「相談した」は男性では4.7ポイント減少し、女性では3.4ポイント減少している。「相談しなかった」は前回調査より男性では11.7ポイント増加し、女性では8.1ポイント増加している。



資料：平成28年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

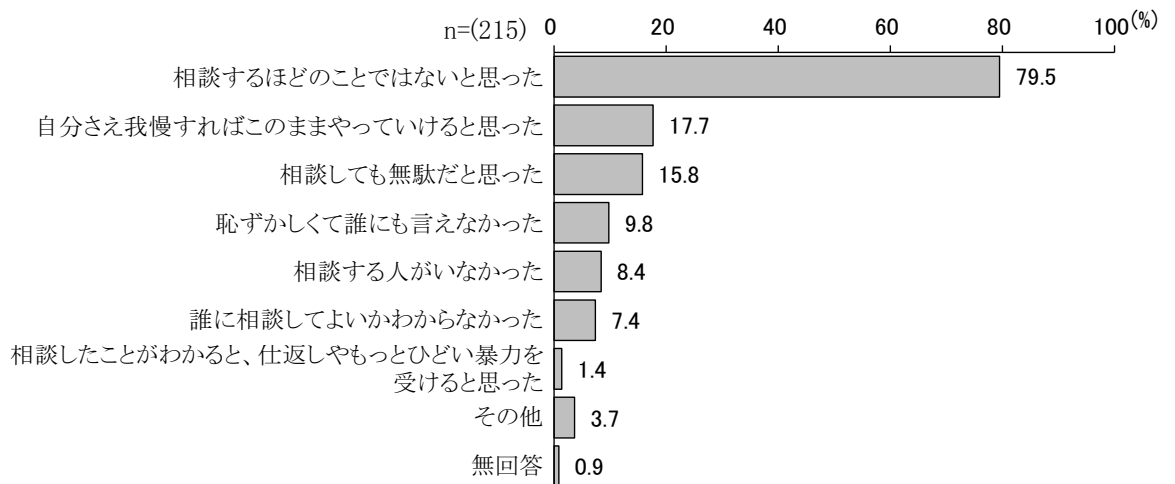
④ 相談した相手

相談した相手については、「友人・知人」が70.0%で最も多く、次いで、「家族・親戚」が53.3%となっている。「市町村の相談窓口」と「医師」はともに10.0%となっている。



⑤ 相談しなかった理由

相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」が79.5%で最も多く、次いで、「自分さえ我慢すればこのままやっていけると思った」が17.7%、「相談しても無駄だと思った」が15.8%の順となっている。







## II 計画の基本的な考え方

## II 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、ふじみ野市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

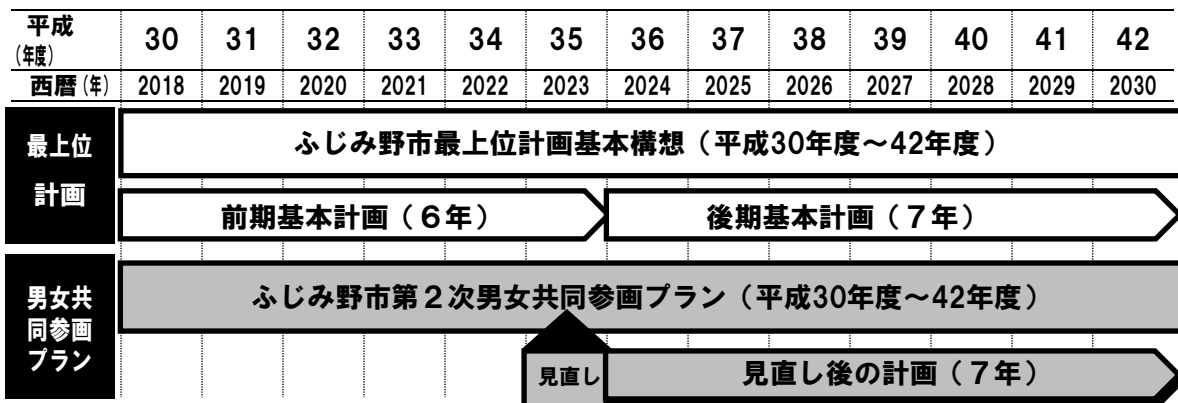
- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と一体的に策定するものです。
- (3) 本計画は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。

### 3 計画の性格

- (1) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」第10条に基づき策定する計画です。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (3) この計画は、「ふじみ野市最上位計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (4) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進審議会」の意見を尊重するとともに、「ふじみ野男女共同参画プラン（平成20年度～平成29年度）」の推進状況や課題を整理し、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (5) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

### 4 計画の期間

この計画は、市の最上位計画と同様、平成30年度～平成42年度の13年間を計画期間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



## 5 計画の推進

### (1) 推進体制

#### ① 計画の点検・評価体制

##### ▶ ふじみ野市男女共同参画推進審議会

市民委員をはじめ、各分野の専門的知識を有する委員で構成され、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

#### ② 庁内推進体制の整備・充実

##### ▶ ふじみ野市男女共同参画推進会議

主に男女共同参画に密接に係る部署の課長を構成員として、この計画に定める施策全体の総合的な推進や施策の調査研究と進行管理を行います。

##### ▶ DV対策庁内連絡会議

DV被害者の支援を関係各課が相互に連携して総合的に推進する役割を担うことから、DV防止基本計画の策定にあたっては、被害者の支援の充実に向けて検討するとともに、今後の推進体制の重要な役割を果たしていきます。

### (2) 市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたり、市・市民・事業者等と連携、協働し、さまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

### (3) 国や埼玉県、関係機関との連携

国の法整備や、埼玉県が広域的に実施すべき事項等については、国や埼玉県に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

### (4) 計画の効果的な進行管理

施策の推進状況を年度ごとに確認し、公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。さらに、進行管理の精度を上げるために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

#### ※評価のあり方についてのコメントを入れるかどうか

例えば、現計画の実績値を踏まえた目標「管理指標」という考え方だけではなく、「成果目標」や「参考指標」など、より現実的でわかりやすい内容について検討課題として、ここで盛り込まなくていいのか。



## III 施策の展開

# III 施策の展開

## 1 計画の基本理念

ふじみ野市では、平成27年10月に「ふじみ野市男女共同参画推進条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための8つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」に示された基本理念を、計画の基本視点として位置付けるとともに、「ふじみ野男女共同参画プラン」で掲げた基本理念を踏襲し、計画を推進していきます。

だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

### ふじみ野市男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女が個人としての尊厳を重んじられること。
- 2 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- 3 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- 4 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。
- 5 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 6 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- 7 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- 8 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

## 2 計画の視点

この計画では、社会的変化や新たな課題に対応するために前計画から特に次の点を追加、充実しました。

### (1) 多様性の尊重

ふじみ野市男女共同参画条例では、「自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること」を基本理念に掲げています。「性」は、その人のアイデンティティに深く関わるものであり、日常生活を支える大切なものです。ふじみ野市では、多様な「生き方」、多様な「性」を自ら選択し、誰もがいきいきと生活することができる環境をつくるために、人々の意識や社会環境の変革など、多様性を尊重するまちづくりを推進していくこととします。

### (2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

近年の大規模災害時の経験から、避難所運営などの災害対応体制に女性の視点が不可欠であること、女性や社会的弱者のニーズを捉えた防災・災害対策の必要性などが明らかになっています。災害対策を決定する場や地域の防災活動に、より多くの女性の参画が必要であることから、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進を「主要課題」に位置づけ、取組を推進していきます。

### (3) 困難を抱える家庭への支援の充実

日本の子どもの貧困率は平成27年に13.9%となり、17歳以下の子どもの6人に1人、300万人あまりが貧困状態にあるとされています。特に深刻なのは母子家庭などの「ひとり親世帯」の子どもで、貧困率は50.8%、2人に1人となっています。

ふじみ野市においても、困難を抱える家庭への支援は喫緊の課題となっていることから、ひとり親家庭の生活の支援や女性のための就労支援、相談窓口の充実など取組を強化していきます。

### (4) 男女が共に活躍できる環境づくり

ふじみ野市の女性の年齢階級別就業率は依然としてM字曲線を描いており、就職しても30代で離職する人が多くなっています。仕事と結婚、出産、子育てなどの家庭生活との両立の難しさは、女性の意識や職場環境だけでなく、家庭をともに営む男性の働き方や家庭への関わり方を変えなければ解消されるものではありません。

この計画では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」として、女性が性別による制約を受けずに仕事をはじめ多様な活動に参加し、組織の長や管理職といった政策・方針決定過程にも積極的に参画できるよう家庭、職場、地域など様々な分野における取組を総合的に推進していきます。

### 3 計画の基本目標

「ふじみ野男女共同参画プラン」中間見直し後の社会状況の変化やプランに基づく取組の成果や課題等を踏まえ、次の6つを基本目標に掲げ、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場において男女共同参画の理念が浸透し、だれもが自分らしく輝ける社会となるよう、取組を推進します。

#### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

#### 基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり ▶女性活躍推進計画◀

女性が様々な場で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動することができる環境が必要です。男性も女性もすべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍の支援に取り組みます。妊娠・出産・子育てや家事、介護等の役割と仕事を両立して働き続けることや再就職、起業への支援を進めるとともに、男性の家事・育児・介護への参画促進、事業主に向けた啓発の促進などをより強化する必要があります。

また、組織の政策や方針を決定する場でより多くの女性が重要な役割を担うことにより、多様な価値を反映し、男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、後押ししていくことも必要です。

#### 基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶 ▶DV防止基本計画◀

暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある異性間であっても人権侵害であり犯罪行為です。心身に対する暴力によって他人を支配しようとする行為は、個人が尊重され、能力を発揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、加害者も被害者も生まないように、暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した相談の充実、被害者に対する支援を継続的に進めていく必要があります。

また、職場、学校、地域などでセクシュアル・ハラスメントをはじめとして様々なハラスメント行為が起こらないよう、様々な機会を捉えた啓発活動に努めます。



#### 基本目標4 社会参画の促進

地域における課題が多様化する現代社会では、課題の解決や地域での豊かな生活の維持に地域の住民の主体的な活動が重要な役割を担っています。思いやりの心で共に助け合う温かみのあるまちに向け、地域での暮らしや活動の中で、性別にかかわらず多くの人が役割を担い、活動していくことが重要です。特に、防災・災害対策の分野では、女性や社会的弱者となる人の視点に立った対策が求められています。防災対策に関わる組織等の活動に女性の参画を促進するとともに、女性の視点に立った災害対策を推進します。

#### 基本目標5 生涯にわたる健康支援

すべての人がいきいきと能力を発揮して活躍するには、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。女性は男性とは異なる身体的特徴を持つと共に、成長段階に応じて様々な健康課題に配慮する必要があります。特に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、妊娠、出産について女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が認識されるよう啓発、情報提供を継続して行うことが重要です。また、こころとからだの健康の維持・増進に向けた主体的な行動の推進と多様な相談体制の充実を推進します。

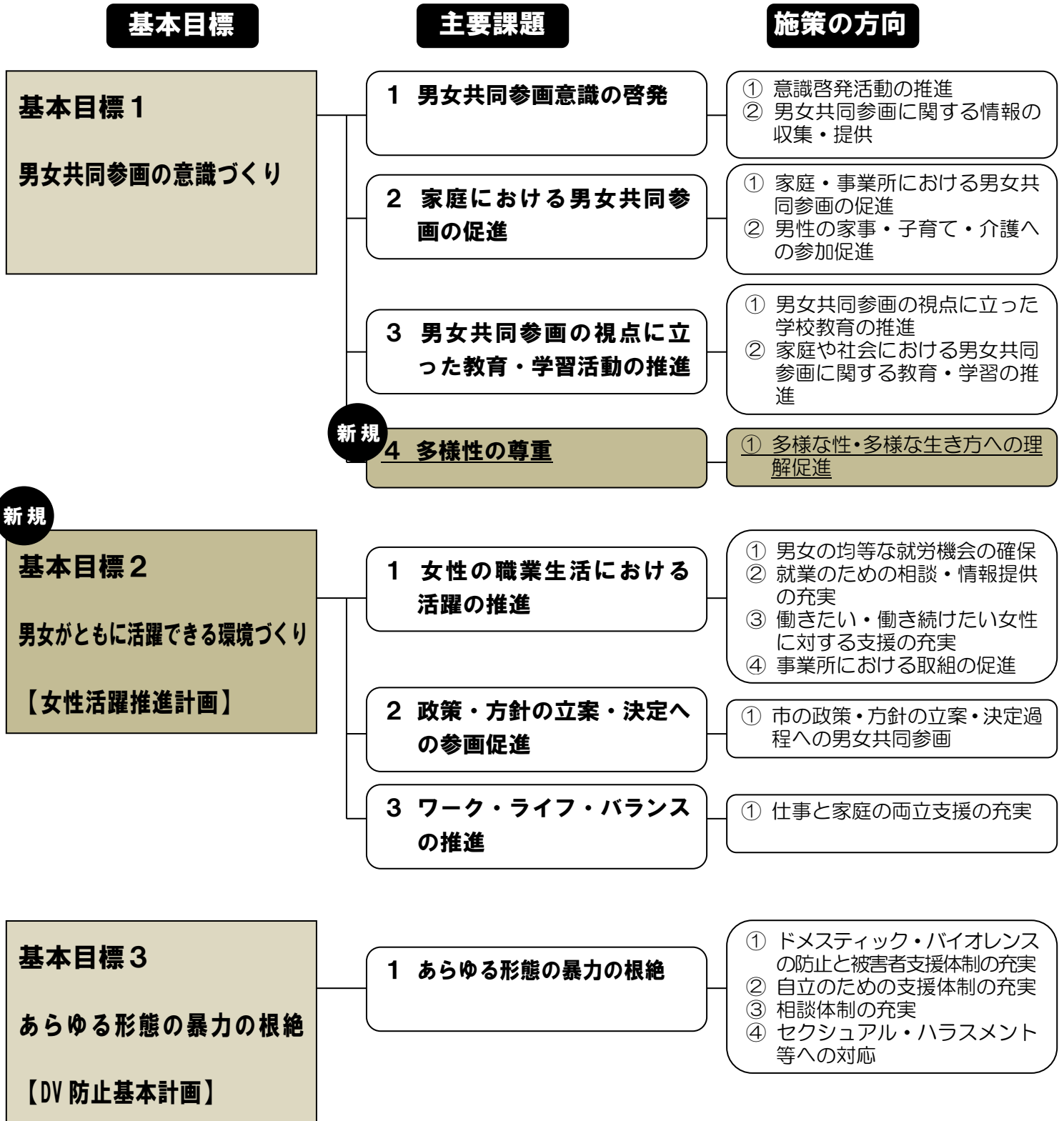
#### 基本目標6 生活福祉の向上

安全な生活環境と誰もが安心して生活できるまちづくりに向け、特に課題を抱える家庭への支援として、子育て・介護への支援や、経済的困難を抱える家庭への支援を充実する必要があります。特に、生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を推進していきます。

※包括的支援体制の充実に関する内容について追記予定

4 計画の体系

基本理念 だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野



基本目標

主要課題

施策の方向

